

# 長野県障がい者工賃向上計画 2021

(2021～2023)

令和3年(2021年)6月

長野県健康福祉部障がい者支援課

## 目 次

1	はじめに	P 1
	(1) 計画の策定趣旨	
	(2) 計画の性格と役割	
	(3) 計画の対象期間	
	(4) 計画の対象事業所	
2	本県の現状と課題	P 2
	(1) 県の目標月額工賃と工賃実績の推移	
	(2) 主な支援策の活用状況と工賃向上への効果	
	(3) 事業所の類型化と実績	
	(4) 「長野県障がい者工賃向上計画 2018」で新規に実施した事業と成果	
	(5) 対象事業所数（就労継続支援 B 型事業所）と利用者の状況	
	(6) 工賃向上に向けた課題	
3	目標工賃	P 5
	(1) 目標工賃設定の考え方	
	(2) 長野県の目標工賃	
4	工賃向上の取組推進の方策	P 5
	(1) 推進方針	
	(2) 具体的な支援策	
5	工賃向上に向けた役割	P 8
	(1) 県	
	(2) 事業所	
	(3) 市町村	
	(4) 民間企業	
6	その他	P 8
	(1) 対象事業所の工賃実績の把握と公表	
	(2) 工賃向上計画の進捗管理	
参考資料 1	新たな長野県工賃向上計画 2021 策定懇話会について	P 9
参考資料 2	長野県障がい者プラン 2018 における施策の展開・方向性と達成目標	P10
用語解説		P12

## 1 はじめに

### (1) 計画の策定趣旨

障がい者が地域で自立した生活を送るための経済的基盤を支えるためには、就労支援は重要です。一般就労<sup>※1</sup>を希望する方には、できる限り一般就労していただけるように、また、一般就労が困難な方には、就労継続支援B型事業所<sup>※2</sup>等で障がいの特性にあった作業を行うことで工賃<sup>※3</sup>の水準が向上するように、それぞれ支援していく必要があります。

このため、これまで長野県では平成19年度(2007年度)から4期にわたり工賃向上計画<sup>※4</sup>を策定し、「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」<sup>※5</sup>(以下「障害者優先調達推進法」という。)に基づく調達の推進や「福祉就労強化事業」<sup>※6</sup>、「農家等と事業所とのマッチング体制強化モデル事業」<sup>※7</sup>、「福祉就労拡大モデル構築事業」<sup>※8</sup>などにより、事業所の支援に取り組んだ結果、平均工賃月額が平成18年度(2006年度)の「10,548円」から令和元年度(2019年度)の「15,970円」に着実に増加してきました。

しかし、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により事業所の生産活動が停滞したこともあり、令和2年度(2020年度)の工賃月額は目標の「18,000円」を達成することが出来ませんでした。今後も引き続き、計画に基づく継続的な取組により工賃水準の向上を図ることが必要です。

このため、これまでの取組の成果と課題を整理し、令和3年度(2021年度)以降の工賃向上計画を策定します。

### (2) 計画の性格と役割

本計画は、「長野県障がい者プラン2018」<sup>※9</sup>で「重点的に取り組む施策」として示した「社会参加の促進」を実現するために、具体的に取り組む行動計画です。

また、この計画は、対象事業所の自主的・積極的な活動を促すものであり、関係行政機関や事業所団体、商工農業団体等の関係者による官民一体となった取組を推進します。

### (3) 計画の対象期間

令和3年度(2021年度)から令和5年度(2023年度)までの3年間とします。

なお、計画期間中は、実施状況の点検や評価を実施し、必要に応じて、随時計画を見直します。

### (4) 計画の対象事業所

原則として就労継続支援B型事業所とします。

ただし、就労継続支援A型事業所<sup>※10</sup>、生活介護事業所<sup>※11</sup>及び地域活動支援センター<sup>※12</sup>のうち、「工賃向上計画」を作成し、工賃向上に意欲的に取り組む事業所も対象とします。なお、目標工賃の算定は、就労継続支援B型事業所のみとします。

## 2 本県の現状と課題

### (1) 県の目標月額工賃と工賃実績の推移

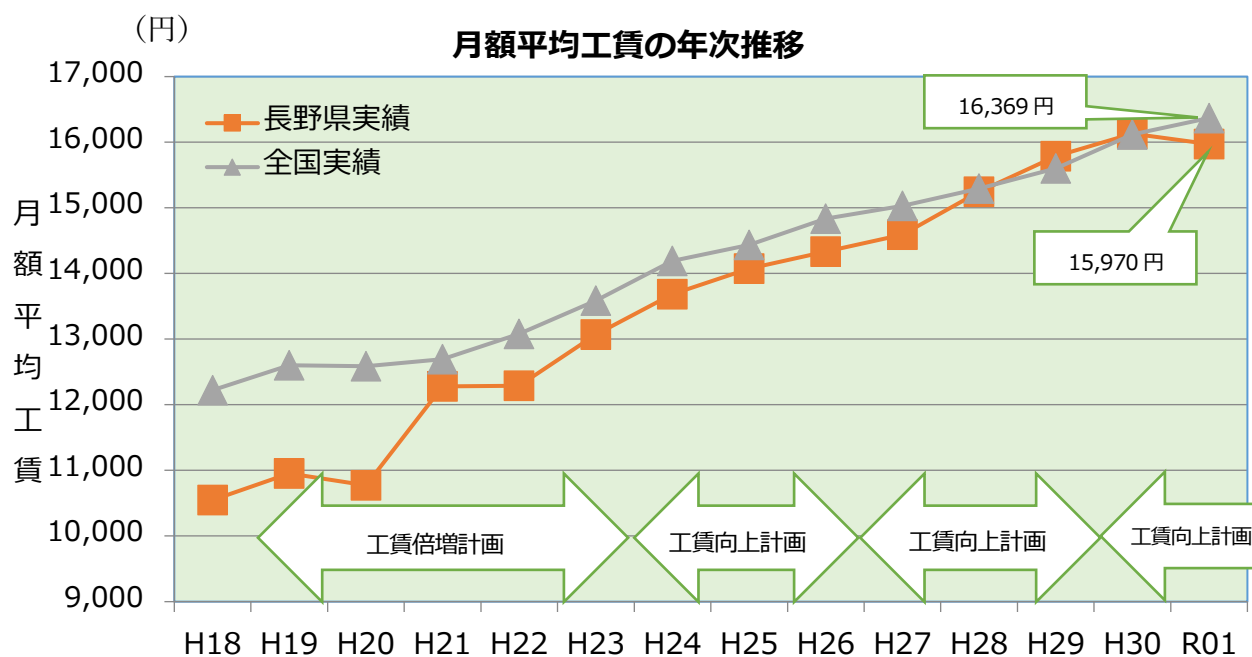
令和元年度(2019年度)の平均工賃月額は15,970円で平成29年度(2017年度)比101.2%と増加しています。

しかし、令和2年度(2020年度)の目標工賃月額(18,000円)は新型コロナウイルス感染症の感染拡大により就労継続支援事業所の生産活動が停滞したこともあり、達成できませんでした。

また、平成30年度(2018年度)までは全国工賃実績を上回っていましたが、令和元年度からは下回っている状況です。

(単位：円)

年度	H29(2017)	H30(2018)	R01(2019)	R01(2019)/H29(2017)
目標工賃	22,000以上	16,000以上	17,000以上	—
工賃実績	15,787	16,130	15,970	101.2%
全国実績	15,603	16,118	16,369	104.9%
全国との格差	184	12	▲399	—



### (2) 主な支援策の活用状況と工賃向上への効果

下表のとおり、主な支援策を活用した事業所の平均工賃月額は、県の平均工賃を上回っており、支援策の効果はあったものと考えられます。

主な支援策	令和元年度(2019年度)工賃実績 (活用事業所数)
農業就労チャレンジ事業	17,526円 (27)
工賃向上セミナー	18,172円 (70)
民間専門技能活用支援(H30)	16,167円 (13)
(参考) 長野県平均工賃	15,970円 (270)

### (3) 事業所の類型化と実績

「長野県障がい者工賃向上計画 2018」においては、事業所の工賃格差の広がりや運営方針の違いがあることから、工賃実績と下表の特徴により事業所を類型化して、支援を実施してきました。

下表のとおり、A類型では、平成 29 年度(2017 年度)に比べて平均工賃月額が減少し、他の類型では、平均工賃月額は増加しました。

類型	H29(2017)			特徴	目標工賃 (目安)	R01(2019) 平均工賃
	工賃実績	工賃平均	事業所数 (割合)			
A	18,000 円以上	25,854 円	77 事業所 (30%)	工賃向上に積極的に取り組んでおり、一定水準以上の工賃を支給している	30,000 円	24,981 円
B	10,000 円以上 18,000 円未満	13,548 円	108 事業所 (43%)	事業手法等に課題を抱えているため、工賃実績が伸び悩んでいる	16,000 円	14,469 円
C	10,000 円未満	7,286 円	44 事業所 (17%)	工賃向上の意欲はあるが、手法が分からないため工賃実績が低い	8,500 円	8,161 円
D	10,000 円未満	7,223 円	25 事業所 (10%)	日中の居場所の確保を優先し、利用者のできる作業を行っている	-	7,933 円
新	新規事業所		25 事業所	平成 30 年度以降開所した事業所	-	11,791 円

### (4) 「長野県障がい者工賃向上計画 2018」で新規に実施した事業と成果

#### ① 農家等と事業所とのマッチング体制強化モデル事業（令和元年度(2019 年度)）

松本ハイランド農業協同組合に委託して、農家等と事業所とのマッチング体制のモデルを構築して、マニュアルの作成や視察の受け入れを実施しました。

10 事業所参加 マッチング件数 53 件

#### ② 福祉就労拡大モデル構築事業

他の事業所の工賃向上のモデルとなる取組に対して補助金を交付しました。

##### ア 令和元年度(2019 年度)

(ア) 南安曇農業高校と障がい者就労施設とが連携した寒地型洋芝生産事業 890,715 円

障がい者就労施設 3 施設、農業高等学校、造園建設業協会

令和 2 年度(2020 年度)の寒地型洋芝の売上額 55 万円

(イ) 農福民連携による共創型商品開発事業 979,762 円

障がい者就労施設、企業 2 社

令和 2 年度(2020 年度)の新商品（21 時チップス）の売上額 30 万円

イ 令和2年度(2020年度)

(ア) スーパーマーケットとの地域農産物加工販売連携事業 障がい者就労施設、スーパーマーケット	493,000 円
(イ) 全国夢のチョコレートプロジェクト「久遠チョコレート」事業 障がい者就労施設、一般社団法人	500,000 円
(ウ) デザイン販売機会拡大による就労拡大事業 障がい者就労施設、企業2社	500,000 円

(5) 対象事業所数（就労継続支援B型事業所）と利用者の状況

工賃倍増計画がスタートした平成18年度(2006年度)に比べると、令和2年度(2020年度)は、対象事業所（就労継続支援B型事業所）数は3倍に増加しました。

(社会福祉施設名簿)

年度	H18 (2006)	H29 (2017)	H30 (2018)	R元 (2019)	R2 (2020)	R2/H18 (2020/2006)
事業所数(箇所)	92	246	260	268	280	304.3%
定員数(人)	2,331	4,896	5,198	5,395	5,423	232.6%

(6) 工賃向上に向けた課題

- ・ 新型コロナウイルス感染症の感染拡大による民間企業からの受注減少や自主製品の販売機会の減少に伴い生産活動が停滞している。
- ・ 障がいの特性により長時間働くことが困難な方や、働ける時間帯が異なる方がいて、働く時間の調整が難しい。
- ・ 利用者が一般就労へ移行した後、従前と同じ作業量等を確保することが利用者だけでは難しく、支援員の負担が増加している。
- ・ 仕事の受注において、利用者の状況に応じて仕事を受注しているだけでは工賃向上は難しい。
- ・ 企業との連携で、相手方が1社だけでは年間を通じて安定した収入を得ることが難しい。
- ・ 企業との連携では、一定の製造量等を安定的に供給することが求められる。
- ・ 事業所が、自主製品の製造から販売まで全て行っても、工賃向上は難しい。
- ・ 事業所の支援員等は利用者の支援で忙しく、工賃向上を考えて、具現化する余裕がない。
- ・ 事業所に他の事業所から応援に来て作業することが難しい。
- ・ 施設内での農業では、近隣の農家と同じ農作物を栽培していても工賃向上は難しい。
- ・ 農作物の販売では、付加価値を付けないと工賃向上は難しい。
- ・ 農業が合わない利用者や事業所があるため、農福連携の推進が難しい。
- ・ 工賃向上のために他の事業所や企業と連携した事業が作れない。

### 3 目標工賃

#### (1) 目標工賃設定の考え方

- ① 令和5年度(2023年度)の目標工賃は、「長野県障がい者プラン 2018」における平均工賃月額目標額の 21,000円とします。
- ② 令和3年度(2021年度)の目標工賃は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による生産活動の停滞からの回復を目指すため、令和元年度(2019年度)並みの平均工賃月額(実績)の 16,000円とします。
- ③ 令和4年度(2022年度)の目標工賃は、令和3年度(2021年度)と令和5年度(2023年度)の目標工賃の中間値の 18,500円とします。

#### (2) 長野県の目標工賃

年度	令和3年度(2021年度)	令和4年度(2022年度)	令和5年度(2023年度)
目標工賃月額	16,000円	18,500円	21,000円

なお、事業所及び利用者により、1日の利用時間、1月の利用時間、1月の利用日数などに違いがあることから、事業所によっては、月額のほかには時間額の向上に取り組むことにします。

取組にあたっては、長野県最低賃金(令和2年度 849円)を参考にすることとします。

### 4 工賃向上の取組推進の方策

#### (1) 推進方針

##### ① 新型コロナウイルス感染症による生産活動の停滞からの回復

令和2年3月から、長野県内でも新型コロナウイルス感染症の感染が拡大し、就労継続支援B型事業所の生産活動が停滞しています。令和3年度においても、感染が継続しており、ワクチン接種等による早期の感染収束が切望されています。本計画の初期は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、停滞した就労継続支援B型事業所の生産活動の回復に向けて支援します。

##### ② 地域内の企業等との連携によるネットワーク構築と事業化の推進

工賃向上のためには、企業等と連携して取り組むことが必要なため、ネットワークの構築や、企業等と連携した事業化の推進を支援します。

##### ③ 的を絞った販路開拓・拡大の推進

工賃向上のためには、企業ニーズに応じて取り組むことが必要です。新型コロナウイルス感染症の感染拡大の中でも、必要とされる物やコトがあるので、ターゲットを絞り、販路の開拓・拡大を支援します。

また、地域で必要としている業務の中に障がいのある方ができる業務を探して、就労の場を拡大するように支援します。

④ 事業所間の連携を強化し、共同受注・共同販売の推進

企業から大量の受注があった場合に、事業所が単独で受注することは困難なため、複数の事業所で連携して受注することが必要です。企業からの大量の受注に対応するため、事業所間相互の連携の強化と共同受注窓口の機能強化を支援します。

また、事業所の自主製品の販売についても、複数の事業所が参加する合同販売会の開催などにより支援します。

⑤ 農福連携、他分野との連携の推進

農業分野では、高齢化が進んだ農家における人手不足が深刻であることから、農家の繁忙期において、人手不足を解消するために、事業所が農家の圃場で農作業をする農福連携の取組が進んでおり、更なる支援が必要です。また、就労機会の拡大のためには、農業に限らずに福祉以外の分野との連携の推進が必要です。このため、農福連携や他分野との連携の推進を支援します。

⑥ 障害者優先調達推進法に基づく取組の推進

国や県、市町村は障害者優先調達推進法に基づき、障がい者就労施設等が供給する物品及び役務の受注機会増大を図るため、優先的に調達に努めることとされています。このためには、県や市町村が必要としている物（こと）と障がい者就労施設が供給できる物（こと）の情報について相互理解を深めることが必要なため、障害者優先調達推進法に基づく取組の推進を行います。

⑦ 工賃向上の好事例の情報共有の推進

事業所によっては、利用者の生活支援で支援員等が忙しく、工賃向上を考えて具現化する余裕がない状況であることから、他の事業所における工賃向上のモデル的な取組や工賃向上の好事例の情報共有を図ることにより、事業所が工賃向上に取り組めるように支援します。

⑧ 地域と連携した利用者や仕事の確保

一般就労へ移行した利用者などの欠員を補充するため、事業所のある地域や市町村において、市町村や相談支援事業所や企業等と連携して、利用者の受け入れや仕事の確保をするためのネットワークの構築を支援します。

⑨ 利用者の障がい特性などの理解の促進

利用者は、長時間働くことが難しいなど障がい特性が多様化しており、その個性に対応した支援が必要です。このため、セミナーなどにより障がい特性等の理解の促進を支援します。



## (2) 具体的な支援策

- ① 地域連携促進コーディネーターによる事業所間および事業所と他業種との連携の促進とネットワークの構築による生産活動の活性化
  - ・ これまで、地域連携促進コーディネーターを県内4地域に1名ずつ配置し取り組んできた事業所間の連携、事業所と他業種との連携、業務開拓支援に加え、ネットワークの構築、的を絞った販路開拓などにより支援します。
- ② 福祉就労コーディネーターによる共同受注窓口を活用した共同受注及び共同販売の推進
  - ・ これまで、福祉就労コーディネーターを配置し、企業からの大量な注文に対応できるように共同受注窓口の体制強化に努めてきました。今後も、共同受注窓口の情報提供体制等を強化し、共同受注の推進、共同販売会の開催及び通信販売サイト「長野まごころネット」<sup>※13</sup>の活用などにより支援します。
- ③ 民間の専門家の技能を活用して、事業所の工賃向上のための取組を支援
  - ・ 地域で活躍する民間の専門技能を有する多様な人材を、事業所の目的に応じて派遣し、地域の課題に対応した自主製品づくりや品質の向上を支援します。
- ④ 工賃向上セミナーの開催
  - ・ 工賃向上の好事例の共有と障がい特性の理解の促進等を図るため、工賃向上セミナーを開催して支援します。
- ⑤ 農業就労チャレンジ事業による農家等と事業所とのマッチング、農業就労チャレンジサポーターの派遣、農福連携マルシェの開催、農福連携シンポジウムの開催による農福連携の推進
  - ・ 平成26年度から障がい者の農業就労チャレンジ事業をスタートし、事業所の農業分野での施設外就労の促進などに取り組んできました。今後もより一層、農福連携を推進するとともに、他の分野での連携の推進を支援します。
  - ・ 農林水産省の農山漁村振興交付金やノウフクJAS<sup>※14</sup>などの農福連携に関する制度の活用を図るため、情報提供を行い支援します。
- ⑥ 福祉就労拡大モデル構築事業による他の事業所の工賃向上のモデルとなる取組に対する補助金の交付
  - ・ 令和元年度から、他の事業所の工賃向上のモデルとなる取組の創出を図るため、補助金の交付を行ってきました。今後も、補助金の交付を継続するとともに、モデル的取組の情報発信を行い、事業所の工賃向上を支援します。
- ⑦ 障害者優先調達推進法の推進を図るため、事業所と地方公共団体との意見交換会の開催等
  - ・ 障害者優先調達推進法の取組を推進するためには、事業所と県や市町村が相互に相手方のニーズやできることを理解し、その状況を踏まえた受発注を行うことが必要です。このため、事業所と県や市町村との意見交換会を開催し、情報共有を図ります。
  - ・ 市町村の障害者優先調達推進法の取組推進を図るため、県は地域連携促進コーディネーター等と連携し、情報提供等を実施し、取組の推進を支援します。

## 5 工賃向上に向けた役割

### (1) 県

県は、「新たな長野県障がい者工賃向上計画 2018」の実施主体として事業所に対する支援の実施と進捗管理及び「障害者優先調達推進法」に基づく積極的な発注に努め、工賃向上の実現に取り組めます

併せて、市町村で「障害者優先調達推進法」の取組推進が、また、企業において障がい者理解の促進と事業所への発注の推進が図られるように働きかけを行います。

### (2) 事業所

事業所は、自ら作成した工賃向上計画に基づき、職員及び利用者が自ら取り組むこととします。なお、取組に当たっては、次のことに留意して下さい。

- ① 事業所の管理者と全職員、利用者及び利用者の家族が、工賃向上に係る共通認識と合意形成を図り、課題の整理と解決、取組の検討・見直しを行うこと
- ② 事業所は、それぞれが策定した工賃向上計画に基づき、毎年度に前年度実績や取組内容の検証を実施し、必要に応じて計画の見直しを行うこと
- ③ 県や市町村、企業と連携し、工賃向上に寄与する研修会や商談会に積極的に参加すること
- ④ 地域との信頼関係を深め、他業種とのネットワークの構築に努めること

### (3) 市町村

工賃向上に当たっては、地域での事業所に対する積極的な支援の実施及び「障害者優先調達推進法」に基づく積極的な発注が求められます。

### (4) 民間企業

企業においては、障がいのある方の理解を深め、事業所を活用した発注の可能性の検討及び積極的な取組が求められます。

このため、本県では地域連携促進コーディネーター等の企業訪問により、事業所において取り扱う物品や役務について情報提供を実施してまいります。

## 6 その他

### (1) 対象事業所の工賃実績の把握と公表

厚生労働省が毎年度実施する「工賃実績調査」などを通じて、事業所の実績を把握するとともに県のホームページ等で公表します。

### (2) 工賃向上計画の進捗管理

工賃向上計画に基づく取組を着実に実行するために、毎年度、事業所に工賃向上計画の策定及び見直しを促し、進捗管理を行います。

具体的には、年度ごとに県から事業所等に対して、事業所の計画の見直しと戦略シートの作成を依頼し取りまとめます。

また、地域連携促進コーディネーターが事業所の計画を把握した上で、定期的に進捗状況を把握し、個々の事業所の状況に応じたアドバイスや各種支援策の有効活用を図ります。

新たな長野県工賃向上計画 2021 策定懇話会について

1 懇話会設置の目的

これまで障がい者の工賃アップの取組は、「長野県工賃倍増5か年計画」(平成18年度～23年度)、「長野県工賃向上計画」(平成24年度～26年度)、「長野県障がい者工賃向上計画」(平成27年度～29年度)及び「長野県障がい者工賃向上計画2018」(平成30年度～令和2年度)により取り組んできたが、先般、厚生労働省より令和3年度から5年度の3年間を期間とする、新たな「工賃向上計画」を策定することが必要である旨が示された。

当該計画は「長野県障がい者プラン2018」で定めた支援の実施計画として位置付け、懇話会で有識者や関係者等の意見を踏まえて各種支援の実行方法等を検討し、具体的な計画の内容とする。

2 懇話会の構成員

(有識者)

氏名	役職	所属
小池 邦子	理事長	特定非営利活動法人 長野県セルフセンター協議会
田中 浩二	代表取締役社長	株式会社 かまくらや
森下 博紀	代表取締役	株式会社 ウィズファーム
青木 敏	理事長	特定非営利活動法人 SOHO未来塾 就労継続支援B型事業所 未来塾障害者就労支援センター
下村 正弘	施設長	特定非営利法人 わっこ自立福祉会 就労継続支援B型事業所 就労継続支援センター わっこ倉升

(行政)

氏名	役職	所属
高池 武史	課長	健康福祉部 障がい者支援課
小林 弘一	課長	産業労働部 労働雇用課
飯島 和久	課長	農政部 農村振興課

(オブザーバー) NPO法人 長野県セルフセンター協議会 福祉就労コーディネーター、  
地域連携促進コーディネーター 5名

(事務局) 障がい者支援課 自立支援係

3 懇話会の開催状況

第1回	R03.4.13(火)	(事務局説明) ・懇話会の趣旨、今後のスケジュール ・「長野県障がい者工賃向上計画2018」、「長野県障害者プラン2018」とこれまでの支援 ・令和元年度の工賃実績調査結果 ・令和3年度の取組内容 など (意見交換) ・工賃引上げに係る事業所の現状と課題について ・工賃引上げに係る具体的な支援方法等について
第2回	R03.5.18(火)	(事務局説明) ・県計画の目標工賃 など (検討課題) ・工賃引上げに係る具体的な支援方法等について ⇒ 計画を策定

長野県障がい者プラン 2018 における施策の展開・方向性と達成目標

第 4 章 分野別施策の方向

4 就労支援の社会参加の促進

(1) 就労支援の充実

① 一般就労の促進

(省略)

② 福祉的就労の推進

○ 工賃アップに向けた事業所間・企業等との連携の推進。

- ・ 事業所単独では受注が難しい大量の作業等の複数の事業所による共同受注や、共同販売会の開催など、事業所間の連携の促進と協力体制づくりを支援します。
- ・ 工賃アップのためのアドバイス、企業等からの受注、販路の開拓などにより事業所等の取組を支援します。
- ・ 事業運営にあたり、農業、林業等他分野との連携を図る取組を進めます。

○ 質の高い技術導入の支援

- ・ より質の高い作業や製品開発等に必要な知識・技術の習得のために、民間の専門的技能の導入を積極的に支援します。

○ 障がい者就労施設等からの物品等の調達推進

- ・ 「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達推進等に関する法律」に基づき、市町村等と連携しながら、障がい者就労施設等が供給する物品及び役務に対する需要の増進を図るとともに、民間企業等においても調達が促進されるよう必要な取組を行うことにより、事業所の収益力向上を目指します。

達成目標等

施策・事業名	施策・事業内容	単位	現状 2016 年度	目標 2023 年度
福祉就労強化事業	地域連携促進コーディネーターの配置、共同受注等強化支援、民間技能活用支援、農業就労チャレンジ事業（月額平均工賃の向上）	円	15,246	21,000

### ③ 農林業分野における就労支援

#### ○ 農福連携・林福連携による障害者就労の推進

- ・ 引き続き、農業就労チャレンジ事業を実施し、自ら農業を行う事業所等への支援を強化します。
- ・ 農業関係者に対し、障がいのある人を農業の担い手として位置付けることについての意識啓発を図るとともに、ハローワーク等の関係機関や求人開拓員などと連携し、就農への取組を進めます。
- ・ 全国的組織の 農福連携全国都道府県ネットワークや 全国農福連携推進協議会の活動に参加し、他の自治体や関係団体等と施策の調査・研究に取り組み、就労の場の拡大や農産物の販路拡大等を一層進めます。
- ・ 農業分野での障がいのある人の就労には様々な形態があることや、農家の労働力不足の解消に繋がることなどを農業者や市町村、JA等へ広く周知し、地域全体で障がいのある人の就農を支援していく取組を進めます。
- ・ 農業及び林業分野での就労は、障がいのある人にとって就労機会の拡大や障がいの状態の改善に有効であり、農林業にとっても担い手の確保や荒廃農地・山林の再生等のメリットがあることから、関係部局・諸団体との連携をより一層強化します。

#### 達成目標等

施策・事業名	施策・事業内容	単位	現状 2016 年度	目標 2023 年度
農福連携による支援	就労継続支援事業所等に対する農業分野における就労支援	農業に取り組む事業所	109	140

## 用語解説

- ※ 1 一般就労  
民間企業等で雇用関係により働くこと
- ※ 2 就労継続支援 B 型事業所  
障害者総合支援法第 5 条第 14 項に規定され、一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練等を行う事業所で、利用者と雇用契約を締結しないで行う事業所
- ※ 3 工賃  
就労継続支援 B 型の事業を行う者から利用者に支払われる、生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額
- ※ 4 工賃向上計画  
障がい者の経済的基盤を支えるために必要な福祉的就労の場（就労継続支援 B 型事業所等）における工賃水準の引き上げを目的に、県全体の目標工賃や推進方策等を定めた計画
- ※ 5 国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律  
（障害者優先調達推進法）（平成二十四年法律第五十号）  
国や地方公共団体等が率先して障害者就労施設等からの物品等の調達を推進するように必要が措置を講ずることが定められて法律
- ※ 6 福祉就労強化事業  
障がい者が地域で安定した生活を送れる工賃を目指して、就労継続支援事業所等の工賃向上計画策定・実施の段階的なサポートや就労活動や販売活動等を支援する事業。
- ※ 7 農家等と事業所とのマッチング体制強化モデル事業  
令和元年度に松本ハイランド農業協同組合に委託し、人手不足の農家等の圃場で就労継続支援事業所が農作業の手伝いを行うためにコーディネーターを配置し、農家等と就労継続支援事業所等のマッチング体制を強化する事業
- ※ 8 福祉就労拡大モデル構築事業  
他の就労継続支援 B 型事業所の工賃向上のモデルとなる取組に対して補助金を交付する事業
- ※ 9 長野県障がい者プラン 2018  
平成 30 年度から 6 年間にわたる本県の障がい者施策の基本となる計画
- ※ 10 就労継続支援 A 型事業所  
障害者総合支援法第 5 条第 14 項に規定され、一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練等を行う事業所で、利用者と雇用契約を締結して行う事業所
- ※ 11 生活介護事業所  
障害者総合支援法第 5 条第 7 項に規定され、常の介護を必要とする人に、昼間、入浴、排泄、食事の介助等を行うとともに、創作活動又は生産活動の機会を提供する事業所
- ※ 12 地域活動支援センター  
障害者総合支援法第 5 条第 27 項に規定され、創作活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流等を行う事業所
- ※ 13 長野まごころネット  
新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、生産活動が滞っている就労継続支援事業所を支援するため、事業所が生産する自主製品等を販売する通信販売サイト
- ※ 14 ノウフク J A S  
障害者が生産行程に携わった食品の農林規格（平成 31 年 3 月 29 日農林水産省告示 594 号）

